



さんじょうライフ



この紙面は、皆様のご生活の上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

被災自治体News

南相馬市からのお知らせ

◆子ども医療費助成事業について

5月16日HP掲載

市では、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的として、義務教育修了前の子どもの医療費の一部を助成します。

1 対象者

- (1)通院 南相馬市に住所を有する小学1年生～小学3年生(9歳到達後、最初の3月31日まで)の子ども
- (2)入院 南相馬市に住所を有する小学1年生～中学3年生(15歳到達後、最初の3月31日まで)の子ども

2 対象となる医療費

- (1)通院 平成23年4月診療分以降の自己負担額(保険診療分)
- (2)入院 小学生は平成21年4月診療分以降、中学生は平成22年10月診療分以降の自己負担額(保険診療分)及び入院時食事療養負担額(入院時食事代)

3 対象とならない医療費

室料差額、文書料等の自費診療費及び交通事故等の第三者行為による診療費

4 手続きの方法

(1)小学1年生～小学3年生までの子どもがいる保護者の方

子ども医療費受給資格証を交付いたします。次のものをご持参いただき、市担当窓口で手続き願います。

- ・子どもの健康保険証
- ・保護者名義の預金通帳

(2)市内医療機関等の通院時の助成方法

受診する医療機関等へ、健康保険証と子ども医療費受給資格証を提示していただければ、窓口負担なく受診可能です。初診時に、医療機関等に備え付けてある「子ども医療費助成金受領委任状」を受診医療機関等へ提出してください。その際、印鑑が必要となります。

(3)入院及び市外医療機関等の通院時の助成方法

一度医療費をお支払いいただき、市担当窓口へ「子ども医療費助成申請書」に受診した医療機関等の証明をいただくか、領収証(診療年月日、診療点数、請求金額、医療機関名及び領収印の確認ができるもの)をお持ちいただき、支給申請の手続きをしてください。

また、手続きには印鑑が必要となります。

※小学4年生以上の子どもの入院医療費の助成を受けるには、他に次のものが必要となります。

- ・受診者(子ども)の健康保険証
- ・保護者名義の預金通帳

[次ページへ続きます→](#)

5 お願い

(1)子ども医療費受給資格証の交付を受けた保護者は、次の場合、市担当窓口にて手続き願います。

- ・住所、氏名に変更があったとき
- ・加入保険に変更があったとき
- ・登録してある預金口座に変更があったとき
- ・転出、志望等により受給資格が喪失したとき
- ・亡失、破損したとき

(2)他の助成制度が受けられる場合

高額療養費、家族療養費附加金、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障がい者助成制度等が受けられる場合、その制度で支給される額を控除した額が助成対象となります。

(3)市外に避難されていて南相馬市にこれない方は、下記までお問い合わせください。

6 問合せ・申請先

健康福祉部男女共同こども課少子対策係

TEL: 0244-24-5215、FAX: 0244-24-5740、E-mail danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp

◆鹿島区の幼稚園を臨時開園します

5月16日HP掲載

市内全幼稚園を休園しておりましたが、鹿島区において幼稚園を臨時的に開園します。ただし、臨時的な対応ですので、4歳児と5歳児のみの保育とさせていただきます。

1 実施施設

鹿島幼稚園（鹿島区鹿島字北千倉24-2 TEL:0244-46-4655）

上真野幼稚園（鹿島区山下字中ノ内273-1 TEL:0244-47-2147）

2 開園 平成23年6月1日（水）予定

3 対象児童

南相馬市に住所のあるお子さん又は南相馬市に避難しているお子さんで、次の年齢の方

(1)平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ（5歳児）

(2)平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ（4歳児）

※当分の間、3歳児保育は実施しません。

4 実施内容

(1)登園時間 午前8時（保護者の就労等により7時30分から可能）

(2)降園時間 午後1時30分

(3)休園日 土・日曜日及び祝祭日

(4)定員 鹿島幼稚園120人、上真野幼稚園60人

次ページへ続きます→

被災自治体 問い合わせ先一覧

4月23日公表

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	富岡町 ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目5番地)
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号)
大熊町	0242-26-3844	双葉町 旧騎西高校（埼玉県加須市騎西598-1）
双葉町	0480-73-6880	浪江町 二本松市市役所東和支所内 (二本松市針道字蔵下22)
浪江町	0243-46-4731～4739	川内村 ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目5番地)
いわき市	0246-25-0500	
川内村	024-946-8828	

5 入園申込み

(1)受付期間 5月16日(月)～22日(日)

※土・日も受付

(2)受付時間 午前9時～午後4時

(3)受付場所 教育委員会幼児教育課
(市役所2階)・鹿島幼稚園・上真野幼稚園

※震災以前に在園していた方や
平成23年4月から入園予定だった方も、
新たに申し込みが必要です。

6 入園承諾

5月27日(金)までに入園の可否について
郵送又は電話でご連絡します。

なお、入園の承諾期間は、
原町区の幼稚園が再開するまでとします。

7 幼稚園授業料

4,500円(南相馬市幼稚園条例に基づく授業料)

8 昼食

当分の間炊き出しを提供しますので、費用は徴収しません。

9 預かり保育

利用を希望される方は、幼稚園に申込書を提出してください。

※保護者の就労等により、降園後も保育が必要な方に限ります。

(1)実施時期 6月6日(月)から

(2)実施時間 降園時から午後6時まで、月～金曜日のみ実施します。

(3)保育料 日額300円(月10日以上利用した場合は3,000円)

10 その他

(1)お子さんの送迎は、保護者の方が行ってください。

(2)原発の規制がない30km圏外の区域ではありますが、当分の間は屋内のみで保育を実施します。

(3)原発の状況によっては、緊急的に休園する場合があります。

【問い合わせ先】

南相馬市教育委員会事務局 幼児教育課 TEL:0244-24-5242



◆義援金等の振込みについて

5月13日HP掲載

福島県第一次配分義援金(50,000円)及び日本赤十字社等の義援金(350,000円)については、5月10日より毎週火曜日に指定された口座に振込む手続きを進めています。

5月は、10日・17日・24日・31日が振込予定日ですので、通帳に記帳するなどして確認してください。振込時間帯は金融機関により異なりますが、金融機関の営業時間内には振込みとなります。

なお、配分対象外世帯への見舞金については、5月11日開催の臨時議会で可決されましたので、5月24日より指定された口座に順次振込みます。

【問い合わせ先】

社会福祉課 TEL:0244-24-5243

浪江町からのお知らせ

◆一時立入りに伴うペット(犬・猫)の保護活動について

5月16日HP掲載

警戒区域への住民の一時立入りに伴い、環境省と福島県が協働してペットの保護、收容を行うこととなりました。具体的には、以下のように行いますので、ご協力お願いします。また、一時立ち入りの申し込みの際に、犬・猫のペットがいる旨を受付担当に申し伝え下さい。

【確認事項】

- (1) 犬については首輪にリード(引き綱)又は鎖を付け、玄関先、又は庭先などの人目につきやすいところに繋いで、餌を与えておく。
- (2) 猫の場合はキャリーバッグ、又は金属製の檻に入れて、犬と同様に屋外の人目につきやすいところに置き、餌を与えておく。
- (3) 一時立入終了後、中継地点まで戻った後、犬・猫の保護状況について、その場で聞き取りが行われる。
- (4) 保護情報を基に、環境省と県で、動物を保護して20km圏外の安全な場所でお預かりし、後日、飼い主が引き取ることができる時まで飼育・管理をする。

※つなぎとめに必要な首輪等の資材、餌は、飼い主自身で用意する。

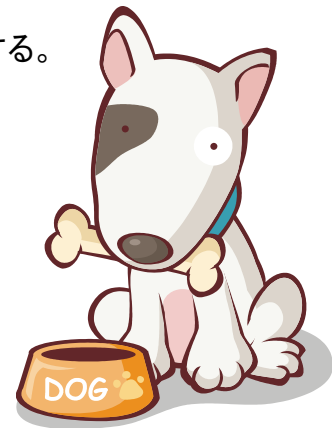
※事情により、引き取ることができない場合は、行政側で保護・回収した上で、新しい飼い主を探して譲渡する。

【注意事項】

- 今回対象となる動物は、犬と猫に限る。
- 作業は立入りに認められた制限時間内(2時間以内)時間厳守。
- 動物の死骸の持出不可。

【問い合わせ先】

福島県保健福祉部食品生活衛生課 TEL:024-521-7242(直通)



◆国民健康保険のお知らせ

5月14日HP更新

【保険証なしでの受診可能期間について】

保険証を提示しなくても医療機関で受診できる期間が1ヶ月延長され、6月末までとなりました。これまでの方法と同様、氏名・住所・生年月日・ご連絡先等を申し出ることによって受診でき、一部負担金等の窓口負担もする必要はありませんので、医療機関で受診される際に申し出てください。

【国民健康保険証の更新について】

今回の震災で保険証を置いたまま避難されてきた方や津波で流されてしまった方などが多くいらっしゃることから、3月11日時点で浪江町の国民健康保険にご加入いただいていた方を対象に、保険証の一斉更新をさせていただく予定です。

新しい保険証は5月下旬から6月上旬に、世帯主様の避難先のご住所にお送りさせていただく予定です。もうしばらくお待ちください。

また今回の更新にあわせて、一人1枚の保険証にさせていただく予定です。

【医療費一部負担金等の免除証明書について】

7月1日以降、医療費の一部負担金等の猶予又は免除については、保険証のほか「免除証明書」が必要とされておりますが、浪江町を含む原発事故による避難指示等の区域に該当する市町村について、交付不要となっており、保険証の提示のみで一部負担金等の支払が猶予または免除されます。猶予または免除期間は、来年2月末まで(入院食事療養費等については、8月末まで)となります。

【問い合わせ】 浪江町災害対策本部 国保年金係 TEL:0243-46-4731

富岡町からのお知らせ

◆県借り上げ住宅入居者募集終了について

5月13日HP更新

県借り上げ住宅(アパート等)につきまして、平成23年5月20日(金)をもって、新規希望者受付を終了させていただきます。

なお、今後の県借り上げ住宅(アパート等)の入居募集については、未定となっておりますので、ご了承ください。

加えて、既に申し込みをされた方につきましては、物件とのマッチング作業が済み次第、随時ご案内差し上げておりますが、事務処理及び仲介業者等の案内件数に限度がある為、ご案内までに1~2週間程度かかる見込みです。

また多人数世帯(3人以上)でお申し込みの方・ビッグパレットふくしま周辺の物件を希望の方・ペット可物件を希望の方については、確保された物件の戸数が非常に少ない為、ご案内が難しくなっておりますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】 富岡町役場災害対策本部 住宅支援班 TEL:0120-336-466

◆一時帰宅に伴うペット(犬・猫)の保護活動について

5月15日HP更新

住民の皆様の一時的帰宅に合わせて、ペット(犬・猫)の保護收容を行います。

1. 5月10日から警戒区域への住民の皆様の一時的帰宅が始まりましたが、この一時帰宅に伴い行政(環境省・福島県)によるペットの保護、收容を行うこととしています。

つきましては、皆様方のペットの保護・收容がスムーズに行えるよう、「一時立入り受付センター」にご連絡した際には、飼育されているペットの情報もお知らせください。

一時立入り受付センター TEL:0120-208-066

*お知らせいただきたいペットの情報

- ・犬・猫の飼育頭数
- ・避難時の飼育形態(室内・屋外でつながれている・屋外ではなされている)

2. ペットの保護活動は、次のように行います。

一時帰宅される方が直接ペットを持ち出すことはできませんが、皆様方のご協力をいただければ、行政側で保護した上で、お預かりすることを予定しています。

具体的には・・・

(1) 犬については首輪にリード(引き綱)または鎖を付け、玄関先、又は庭先などの人目につきやすいところにつないで、餌を与えておいてください。

(2) 猫の場合はキャリーバッグ、又は金属製の檻に入れて、犬と同様に屋外の人目につきやすいところに置き、餌を与えておいてください。

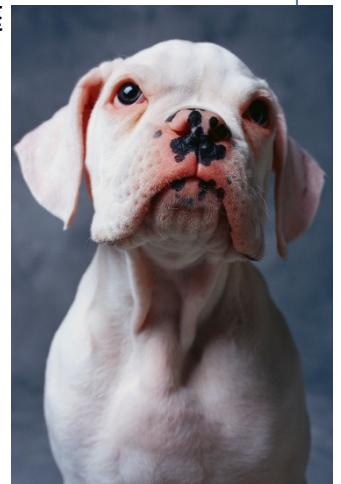
(3) 一時帰宅終了後、中継地点まで戻られましたら、犬・猫の保護状況について、その場で聞き取りを行いますので、ご協力をお願いします。

(4) これらの保護情報をもとに、行政では翌日にペットを保護して20km県外の安全な場所でお預かりし、後日、皆様引き取ることができる時まで飼育・管理をいたします。

※つなぎとめに必要な首輪等の資材は可能な限り飼い主様自身でご用意ください。ご用意することが難しい方には、当日、中継基地にて配布いたします。

※事情により、引き取ることができない場合には、行政側で保護・回収した上で、新しく飼ってくださる方を 探して譲渡しますので、ご協力をお願いいたします。

[次ページへ続きます→](#)



☆ 次のことは必ず守ってください

- 今回対象となるペットは、犬と猫に限ります。
- 作業は一時帰宅に認められた制限時間内(2時間以内)で行ってください。
時間厳守をお願いします。
- ペットの死骸を持ち出すことはできません。

【問合わせ先】 福島県保健福祉部食品生活衛生課 TEL:024-521-7242 (直通)

◆津波による住宅被害の支援金(富岡町)

5月14日HP更新

この度の東日本大震災により住宅に被害のあった方へ、被災者生活再建支援金を支給することになりました。

1 対象となる自然災害と制度の目的

被災者生活再建支援制度は、自然災害(*)により住宅に著しい被害を受けた方にその生活再建を支援する目的で支援金を支給します。

被災した住宅は持ち家だけでなく、マンション、アパートなど賃借し居住していたものも含まれます。ただし、今回の申請は、津波による住宅被害だけを対象とします。

地震による住宅被害につきましては、原子力災害により建物の崩壊状況が確認できないため、しばらくお待ちください。

(*)自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。

このため、原子力災害の被害(長期避難など)は該当しません。

2 対象となる被災世帯

- (1)全壊 自然災害により住宅が全壊した世帯
- (2)解体 自然災害により住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯
- (3)長期避難 自然災害により危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世帯
- (4)大規模半壊 自然災害により住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 支援金の支給額

支給額は、以下の(1)と(2)の合計額となりますが、別々に申請することも可能です。

(世帯員が1人の場合は、支給額は該当金額の4分の3になります)

(1)基礎支援金...住宅被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害程度種別

- (全壊)100万円
- (解体)100万円
- (長期避難)100万円
- (大規模半壊)50万円

(2)加算支援金...住宅の再建方法に応じて支給する支援金

住宅の再建方法

- (建設・購入)200万円
- (補修)100万円
- (賃借(公営住宅以外))50万円

※ いったん住宅を賃借後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計200万円(補修は100万円)となります。



次ページへ続きます→

4 支援金の申請

- (1)申請人 原則として世帯主
 (2)申請窓口 富岡町役場 生活環境課
 (3)申請に必要な書類

- ①基礎支援金（災害発生日から13ヶ月以内に申請する）
 ・申請書
 ・り災証明書（*）
 ・振込先口座の預貯金通帳の写し（申請者名義のもの）
 ・富岡町に住民登録されていない場合は、居住が確認できる資料
 （直近の水道料金支払納入証明書など）

- ②加算支援金（災害発生日から37ヶ月以内に申請する）
 ・申請書
 ・契約書（住宅の購入、賃借等）

（*）り災証明書……被災証明書ではありません。現在は、津波の被害があった地域のみ限定して発行しています。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

【問い合わせ】 富岡町災害対策本部

〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地

ビックパレットふくしま内 富岡町役場(災害対策本部)生活環境課

TEL:0120-336-466 FAX:024-946-1732

川内村からのお知らせ

◆東日本大震災に伴う自動車検査証の有効期間の再々伸長について

5月12日HP更新

自動車検査証の有効期間の満了日が平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、その有効期間の満了日を平成23年6月11日まで再々伸長となります。

《再々伸長の対象自動車》

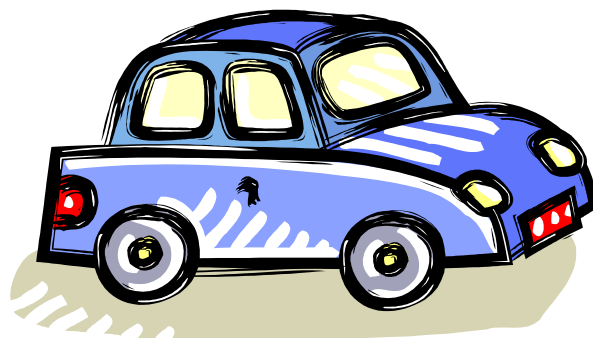
○次の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車

- ・岩手県宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町
- ・宮城県気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、南三陸町、女川町
- ・福島県相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部技術課

TEL:022-791-7535



いわき市からのお知らせ

◆東日本大震災の被害状況

5月16日HP更新

いわき市災害対策本部

市文化センターに対策本部、各地域状況に応じ地区本部を設置情報収集に努めるとともに、派遣機関と連携し、救助・救出、避難・救援(応急)対策を実施中自主避難のための避難所を開設中。

防災上の留意事項

揺れの強かった地域では、土砂災害や家屋の倒壊などの危険性が高まっていますので、余震による強い揺れや大雨など気象情報に十分留意し、引き続き警戒してください。

復旧活動など屋外で行動する場合は、余震の揺れによって二次災害のおそれがありますので、十分に安全を確認して行動するよう心がけてください。

また、大きな余震が発生すると津波が発生する可能性があります。海岸で強い揺れを感じた場合、また、揺れを感じなくても津波警報や津波注意報が発表された場合(高潮や波浪警報が発表された場合)には、直ちに海岸から離れ高台等の安全な場所に避難してください。

【問い合わせ】TEL:0246-25-0500

大熊町からのお知らせ

◆仮設住宅の入居者を募集します

5月16日HP掲載

平成23年3月11日に発生した東日本大震災等で被災され、大熊町に住所を有する方を対象とした仮設住宅への入居者を募集します。

募集戸数は会津若松市内 558戸、募集期間は5月17日(火)～30日(月)です。

1 募集住居内容

- (1) 間取り 2K、2DK(30㎡程度)
- (2) 戸数 558戸(会津若松市内)
- (3) 建設場所…市内9カ所 →位置図(画像)
 - ① 一箕町…松長近隣公園 240戸
 - ② 松長5号公園 19戸
 - ③ 扇町5号公園 15戸
 - ④ 河東町…河東中学校建設予定地 83戸
 - ⑤ 白虎町…扇町1号公園予定地 82戸
 - ⑥ 真宮新町…亀公園 30戸
 - ⑦ 真宮工業団地内緑地 18戸
 - ⑧ 城前…城前 21戸
 - ⑨ 桧町…東部公園 50戸

※入居は、行政区単位となります(行政区長会にて決定)。

2 応募条件

自らの資力では住宅を確保できない方で、以下のいずれかの項目に該当する世帯。

- (1)住宅が全焼、全壊または流出した世帯
- (2)原子力発電所の事故による避難指示等が出ている地域から避難している世帯

※仮設住宅では、ペットを飼うことが可能です。



次ページへ続きます→

3 応募期間 平成23年5月17日(火)～30日(月)

4 応募方法

大熊町仮設住宅入居申込申請書(→10 その他)に必要事項を記入の上、大熊町役場窓口に直接お持ちになるか、FAXでお送りください。申請書様式は、建設課にも備え付けてあります。また、通知は、17日(火)に町指定旅館・ホテル等には直接お配りします。

FAX 0242-26-3790

5 選定方法 行政区長との協議による。

6 入居時期 平成23年6月10日(金)ごろから順次入居の予定。

7 入居期間 原則1年間。ただし、特別の事情がある場合のみ最長2年間。

8 家賃及び駐車場使用料 家賃及び駐車場(1台分のみ)使用料は無料。

9 光熱費・共益費等 電気・水道・ガス料金及び共益費、自治会費等は入居者負担です。

10 その他

(1)申請書類・申請書 (ダウンロード →申請書1、申請書2)

- ・入居決定通知
- ・誓約書
- ・り災証明書、または被災証明書

(2)複数戸の申し込み

入居希望人数が4名以上(中学生以上の合計)の場合は、複数戸を希望できます。

(3)入居時には、日本赤十字社から、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポットの家電6点セットが寄贈される予定です。

また、大熊町からは、キッチンセット、浴室セット、ふとんセットを提供する予定です。

(4)募集期間中は、NHKのテレビテロップでも放映される予定です。

【問い合わせ】

大熊町役場 会津若松出張所 建設課 TEL: 0242-26-3844、FAX: 0242-26-3790

◆医療費助成の申請方法が変わります (乳幼児・児童、ひとり親家庭、重度心身障害者)

5月11日HP掲載

大熊町では、中学校3年生までの乳幼児・児童、ひとり親家庭、重度心身障害者に対し、医療費の助成を実施しています。

震災後は自己負担の支払いが猶予されていますが、震災前後で医療機関を受診し、保険適用分の自己負担額を支払った場合は、町から助成金を支払いますので、申請書に領収書の原本を添付して申請してください。(医療機関から証明をもらう必要はありません。)

申請書の用紙は、役場に備え付けてあります。申請書は、

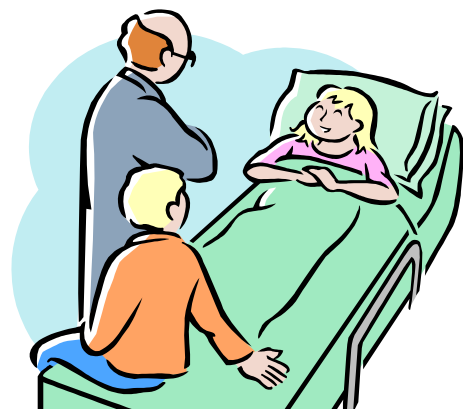
- (1) 人ごと
- (2) 月ごと
- (3) 医療機関ごと

に必要になります。必要な方には、必要な枚数を郵送しますので、担当までご連絡ください。

また、これまでは受給者証を発行していましたが、今後、受給者証の発行はしません。助成を受けたい場合は、原則として領収書添付の方法とさせていただきますので、ご承知おきください。

【問い合わせ先】

大熊町役場 会津若松出張所 保健福祉課
TEL: 0242-26-3844 (代表)



次ページへ続きます→

◆子ども手当・医療費助成金を受給される方へ

5月11日HP掲載

現在大熊町では、子ども手当の6月支給に向けての準備を進めています。

子ども手当や医療費助成金(乳幼児・児童、ひとり親家庭、重度心身障害者)を受ける口座は、震災前の口座が登録されています。もし、震災等により口座番号を変更したい場合は、担当までご連絡ください。なお、今回の変更は、子ども手当と医療費助成金のみの口座となりますので、ご承知おきください。

また、変更できる口座は、受給者本人名義のものに限ります。(受給者が旦那さんであるのに対して、奥さん名義の口座への変更などは原則として受け付けません。)

【問い合わせ先】

大熊町役場 会津若松出張所 保健福祉課 TEL: 0242-26-3844 (代表)



双葉町からのお知らせ

◆民間借上げ住宅への入居募集(第2回)について

5月15日HP更新

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による被災者を対象とした、民間の借上げ住宅への入居者を募集します。

1 応募条件

自らの資力では住宅を確保できない方で、(1)に該当するかたのうち、次のいずれかの項目に該当する世帯の方が対象となります。

- (1) 基準日(3月11日)以前から双葉町に住民票があり、現に居住していた世帯
- (2) 原子力事故による避難指示等が出ている地域で避難している世帯
- (3) 住宅が全焼、全壊又は流出した世帯
- (4) 居住する住宅がない世帯

2 応募期間

平成23年5月15日(日)～平成23年5月22日(日)までの間、受付けをします。

※ 窓口受付時間: 午前9時～午後5時まで

3 対象物件 次ページのとおり

4 応募方法

双葉町仮設住宅等入居申請(抽選申込)書に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。

直接お越しになれない場合は、申請書をファックス又は郵送にてお申し込みください。

※郵送の場合は、5月22日(日)必着

※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません

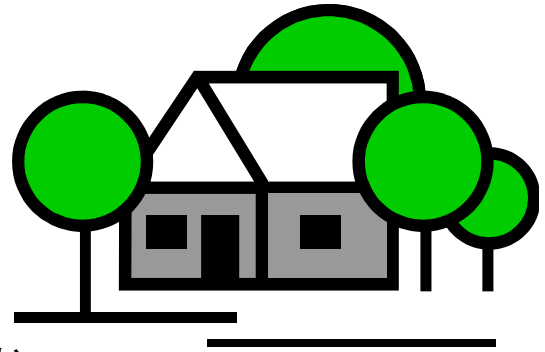
5 選定方法

選定は、先着順での取り扱いは行いませんが、応募者が多数の場合は、抽選とします。なお、次の項目に該当する世帯は優先的に入居することができます。

- (1) 75歳以上の者がいる世帯
- (2) 重度の障がい等を有する者がいる世帯
- (3) 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
- (4) 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

※入居決定後に、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

[次ページへ続きます→](#)



6 入居時期

平成23年5月下旬ごろから順次入居予定

7 入居期間

原則として1年間。

ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間。

8 入居にかかる家賃等の費用など

(1) 住宅の家賃は無料ですが、

駐車場の有無及び駐車場料金については、個別での対応となります。

(2) 家具等の生活用具は入居した世帯でご用意ください。

(3) 電気、水道、ガス料金、共益費、自治会費、食費などの必要経費は、入居者の負担となります。

(4) 退去にかかる補修費は無料ですが、入居者の故意又は過失により、通常の使用状況を超える著しい施設の破損、改修等があった場合、修復にかかる費用の負担をお願いする場合があります。

9 入居に必要な書類

■ 入居決定通知書

■ 誓約書

■ 申込者の被災証明書(写し)

10 その他

・抽選にもれた場合の個別通知は行いませんので、ご承知おきください。

11 問い合わせ 双葉町 TEL: 0480-73-6880

応募物件一覧

市町村名	間取り	募集戸数	備考
福島市	3K	5	エアコン無物件有
	2LDK	1	
	2K	5	エアコン無物件有
	1LDK	5	エアコン無物件有
	1DK	2	
計		18	
郡山市	5DK	1	エアコン無
	4K	1	
	3DK	12	エアコン無物件有
	2LDK	2	エアコン無
	2DK	3	エアコン無物件有
	2K	5	エアコン無物件有
	1LDK	1	エアコン無
	1DK	17	エアコン無物件有
計		42	
白河市	2LDK	3	エアコン無物件有
	2DK	14	エアコン無物件有
白河市	1DK	4	エアコン無物件有り
計		21	
合計		81	

三條市News

◆被災された方々を臨時職員として採用します(追加募集)

三條市では、東日本大震災で被災された方々の就労を支援するため、次のとおり臨時職員の採用を行います。

1 採用資格

青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者

2 募集内容及び人数

次ページのとおり

3 原則的な勤務時間等

(1) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間)

(2) 休日

土・日曜日、国民の祝日及び年末年始

(3) 休暇

年次有給休暇及び所定の特別休暇等があります。

※ 勤務時間等については、公務の運営に支障がない範囲で変更等の相談に応じます。

4 任期

平成23年6月8日(水)～12月7日(水)

(勤務成績や希望等に応じて任期を更新します。)

5 試験内容

面接試験(試験日時、会場は別途申込者にお知らせします。)

6 申込方法

所定の様式(別紙)に必要事項を記入の上、行政課人事厚生研修室(総合福祉センター、ソレイユ三條、体育文化センター又はサンファーム三條に避難されている方は、各避難所の担当者でも可)に提出してください。

(あて先)955-8686 三條市旭町二丁目3番1号

三條市役所 総務部 行政課 人事厚生研修室 TEL: 0256-34-5511内線407

7 申込期限

平成23年5月30日(月)17:30(必着)



次ページへ続きます→

募集内容及び人数

区分	業務内容	資格要件	時給※	人数
一般事務補助員	(1) 東日本大震災に係る避難者への支援業務の補助 ア 避難者のための情報紙提供 震災関連情報、イベント情報その他各種情報を提供する情報紙の作成及び提供に係る事務補助等 イ イベント企画運営 各避難所での催し・イベントの企画運営や食事の提供やイベントの開催などの善意の申出の受付及び調整等に係る事務補助等 (2) 中小企業経営安定化事業の事務補助 東日本大震災により影響が出ている市内企業に対する資金繰り支援、雇用調整支援、節電・計画停電への対応、部品・原材料の供給・確保及び風評被害対策等に係る事務補助等	普通自動車運転免許を有し、簡単なパソコン操作ができること	820円	4人
看護師	(3) 東日本大震災に係る避難者の母子健康管理事務の補助 子育てに関して不安を持つ親及び未就学児の子どもの健康の保持、増進等の母子保健事業に係る事務補助等	看護師免許又は准看護師免許	1,020円	1人

※上記のほか、通勤費及び賞与を支給します。

◆農作業のできる場所を用意します

三条市に避難している方々に、生活のリズムをつくり、毎日の張り合いにさせていただくため、畑仕事のできる農地を用意します。

場所は各避難所、雇用促進住宅などの近隣の畑地です。希望される方は下記までご連絡ください。

なお、農機具は三条市で用意しますが、種子・肥料等の手配は農作業を希望される皆様からご用意いただきます。

【問い合わせ】 三条市役所農林課 担当渡辺・三浦 TEL: 0256-34-5511内線220

◆定期予防接種・乳幼児健診を三条市で受けることができます

対象となるお子さんがいるご家庭には個別通知いたしましたが、不明な点がありましたら子育て支援課にお問い合わせください。

【問い合わせ】

三条市役所子育て支援課 TEL:0256-45-1114内線253



次ページへ続きます→

◆被災された方々を臨時職員として採用します(NPOさんじょう)

特定非営利活動法人NPOさんじょうでは、東日本大震災で被災された方々の就労を支援するため、次のとおり臨時職員の採用を行います。

1 採用資格 青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者

2 募集内容及び人数

区分	業務内容	資格要件	時給※	人数
一般事務補助員	○避難者と地域コミュニティ・NPOの交流促進事業 ・事業の目的 地域コミュニティ及び市民活動団体が行っている様々な活動に参加・取材し、体験記を発信することで避難者の参加を働きかけ、避難者と三条市民との交流を促進する。 ・事業の内容 地域コミュニティやボランティアサークル等が行う美化活動や、子育て支援・介護支援NPOが行うしゃべり場などを、避難者に紹介し、より多くの参加を促していく。	特になし	850円	2～3人

※上記の他、通勤手当(1日300円)を支給します。

3 原則的な勤務時間等

フルタイムの場合

(1)勤務時間:午前9時00分～午後5時45分(休憩45分)

(2)休日:土日祝祭日及びお盆・年末年始

(3)休暇:年次有給休暇及び所定の特別休暇があります。

パートの場合

(1)勤務時間:午前9時00分～午後5時45分の間で任意の時間

(2)休日:ご希望によりご相談

4 任期 平成23年6月8日(水)～平成23年12月7日(水)

※6ヶ月後、勤務成績や希望等に応じて任期を更新(～H24.3.31)します。

5 試験内容 接試験(試験日時、会場は別途申込者にお知らせします。)

6 申込方法

所定の様式(別紙)に必要事項を記入の上、三条市市民活動支援センター(総合福祉センター、ソレイユ三条、体育文化センター又はサンファーム三条に避難されている方は、各避難所の担当者でも可)に提出してください。

(あて先)955-0065 三条市旭町二丁目6番11号三条市市民活動支援センター(NPOさんじょう)担当:小林淳(Tel&Fax:0256-34-8960 受付:月～金、9:00～19:00)

7 申込期限 平成23年5月31日17:30(必着)

◆生活再建につながる就労等に関する予約相談

ハローワーク三条では、被災された皆様の就労、雇用保険等に関する予約相談を実施しています。

予約・問い合わせ先 ハローワーク三条 TEL:0256-38-5431

サンファーム避難所代表班長の村田良隆さんにインタビューしました。



Q1 お住まいはどちらですか？

南相馬市の小高区です。

Q2 地震のときは、どうでしたか？

酒屋を営んでいるので、店にいました。

立ってられないほどのすごいゆれで、商品は棚から落ちてひどい状態でした。

Q3 三条市に来られたのはいつですか。また避難所の様子はどうですか？

3月17日に自家用車できました。三条市民の方々には、本当に良くしていただいています。サンファームは皆さん和気あいあいとして雰囲気も良いですが、私も今月中にはここを出ようと考えています。

Q4 三条市に来られて2カ月たちますが、印象はどうですか？

イベントでは、バザールやマルシェに参加しました。街の中心地へも行ってみました。小路の数が多く、興味深かったです。また行ってみたいです。

Q5 今気がかりなことは？

やはり、いつ、南相馬市に戻るのかということと、国、東京電力の対応について不安を感じています。

Q6 避難してきている人にメッセージがあればお願いします。

健康が一番です。みんな一緒にがんばりましょう。

取材者の一言

村田さんは、南相馬市で酒屋さんを営まれていたのですが、5月18日からは三条市役所の臨時職員として働くことが決まったとお聞きしました。きっと避難されている方と三条市をつなぐ懸け橋になってくださると期待しています。



5月17日に、南相馬市の桜井市長が総合福祉センターとソレイユ避難所を訪問し「1日も早く故郷に帰ってきてもらえるようがんばります！」とお話されていました。

イベント情報



■越後三条・高城ヒメサユリ祭り■

- 日時 5月21日(土)～6月5日(日)
 - 会場 高城 ヒメサユリの小径
 - 維持管理協力金 一人200円
ひめさゆりカード提示で無料になります。
- ※期間中、臨時駐車場「道の駅漢学の里しただ」から登山道入口まで無料シャトルバスを運行します。
また、山道を歩きますので登山用の履物等でおいでください。詳しくはパンフレットをご覧ください。



■春の保内公園まつり■

- 日時 5月28日(土)・29日(日)
午前9:00～午後4:30
 - 会場 保内公園
 - その他 28日(土)のみ市内各避難所から会場へ無料送迎バスを運行します。
- 詳細は別途お知らせしますのでお楽しみに。



■三条凧合戦■

- 日時 6月4日(土)午前10:00～午後5:00
6月5日(日)午前9:00～午後4:00
 - 会場 三条・燕総合グラウンド(両日)
 - 子ども凧合戦 5日(日)受付...午前8:30～
- 詳細は別途お知らせしますのでお楽しみに。



●おもてなしイベント情報

各避難所などでイベントを開催します。避難所については班長を通じて、避難所以外の方については、後日郵送でご連絡いたします。なお、避難所以外の方で申込が必要なイベントについては、直接ご連絡ください。また、申込が必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

◆問い合わせ：政策推進課政策推進担当

Tel 0256-34-5511 (内線314)、FAX 0256-34-7933、Email seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期 日	時 間	内 容	会 場
毎週月曜日	15:00～17:30	料理教室 (※事前申込み必要)	サンファーム三条
毎週金曜日	15:00～17:30		総合福祉センター
5月20日(金)	18:30～20:30	狩野泰一篠笛コンサート	中央公民館
5月22日(日)	11:00～14:00	どんぐりころころ広場	サンファーム三条
	14:00～15:30	ザ・ニュースペーパー公演(受付終了)	加茂文化会館
5月25日(水)	10:00～15:00	プロ写真家によるチャリティ写真撮影	ソレイユ三条